

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院は、患者さんやご家族等と当院との信頼関係の維持、当院スタッフの安全な労働環境の保持、他の患者さんの安全な療養環境の確保のためいかなる迷惑行為も許すことができません。

暴言・暴力の予防と対策の第一の姿勢を「いかなる場合でも暴言・暴力は許さない」とし、暴言・暴力が発生した場合、被害職員を守り、組織的対応をすることとしています。次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずる、あるいは警察への通報を行う場合があります。

暴言・暴力・迷惑行為などにあたる事例

- ◇ 大声や奇声、暴言または強要、脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- ◇ 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはそのおそれがある場合
- ◇ 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えての面会や電話などを強要する行為、長時間拘束し業務を妨げる行為等）
- ◇ 病院職員への不必要な身体接触、卑猥な言動などのセクシャルハラスメント、盗撮、およびストーカー行為をすること
- ◇ 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- ◇ 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院・院内での性交渉）
- ◇ 病院側の上承を得ず撮影や録音をすること、SNSにアップするなどの行為
- ◇ 謝罪や謝罪文を強要すること
- ◇ 院内の機器類等の無断使用、持ち出し、または器物破損等の行為
- ◇ 退院を指示されたにもかかわらず、退院に応じないこと
- ◇ その他、ほかの病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

このような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。予めご了承くださいとともに、ご理解、ご協力をお願いいたします。

尚、せん妄などの病的体験からの暴力・暴言に対しては治療チームにて対応いたします。

生協さくら病院病院長

暴言・暴力・迷惑行為の例

事例	法律
医療従事者や患者に殴る・蹴る。胸ぐらをつかむ等の暴力行為	刑法 208 条 暴行罪
医療従事者等にもものを投げつけるなどの行為をする	
上記暴力行為により負傷させた場合	刑法 204 条 傷害罪
院内の設備や備品を破損する	刑法 261 条 器物損壊罪
医療従事者や患者に暴言を浴びせる	刑法 231 条 侮辱罪
わざと大声を張り上げたり奇声を発したり居座り続けて業務を妨害する	刑法 234 条 威力行為妨害罪
「お前らただじゃすまないぞ」「不幸がおきるぞ」など脅迫的暴言を吐く	刑法 222 条 脅迫罪
土下座させたり、謝らせたりする。	刑法 223 条 強要罪
正当な理由がないのに院内に侵入「退去してください」といっても従わない	刑法 130 条 住居侵入・不退去罪